

第40回 横浜市道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和6年6月6日(木) 10時10分～10時45分
開催場所	市庁舎18階みなと1会議室
出席者	<p>(検討会委員) 西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市) 事務局及び関連部署 谷津計画調整部長、角野道路部長 故島事業推進課長、芳賀事業推進課担当係長、川村事業推進課員、大城事業推進課員 南管理課長、三枝管理課占用係長、齋藤管理課占用係員</p>
欠席者	なし
開催形態	公開(現地での傍聴者0名、記者0名、YouTube配信視聴者0名)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選任 2 会議の公開・非公開について 3 提案書の審査 ・栄区長沼町 4 次回の予定等
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 西田委員を会長に選任する。 2 提案書の審査に関する事項は「非公開」、その他の事項については、「公開」とする。 3 日本サントスキャブ株式会社を利用候補者とする。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選任について <p>(事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第5条(会長)には、「会長は、委員の互選によって定める」という規定がございます。会長には、検討会の代表として、司会やとりまとめをお願いしております。どなたか会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>立候補される方がおりませんので、事務局としましては、西田委員を会長に推薦したいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(委員全員) 異議なし。</p> <p>(事務局) それでは、西田委員を会長とします。 ここからの進行は西田会長にお願いします。</p> 2 会議の公開・非公開について <p>(西田会長) 会議の公開・非公開について事務局から説明してください。</p>

(事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、不開示情報に該当する事項を審議する場合や、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で委員会が決定した場合は、非公開とすることができるとしています。

事務局からの提案としましては、「次第(3)提案書の審査」については、審議開始時から、「非公開」とし、その他の事項については、「公開」とさせていただきたいと思えます。

「次第(3)提案書の審査」を非公開とする理由ですが、提案内容には、提案者の企業ノウハウ等の情報が含まれており、これを公開した場合、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の第7条第2項第3号アの不開示要件である「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられるためです。そのため、「次第(3)提案書の審査」については、不開示情報として扱うことが適切であることから、「非公開」とさせていただきたいと思えます。

(西田会長) ただいま、事務局から本日の検討会について、提案書の審査に関する事項は「非公開」、その他の事項については、「公開」とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。

(委員全員) 意見なし。

(西田会長) では、事務局案のとおり、提案書の審査に関する事項は「非公開」、その他の事項については、「公開」といたします。

3 「栄区長沼町」提案書の審査について

(西田会長) 提案書の審査に移る前に、事務局から留意事項についての説明をお願いします。

(事務局) 審査を開始する前に、公平・公正な審査を行っていただくために、ご説明させていただきます。

運営要綱第4条第2項では、委員の皆様は、「直接間接を問わず、提案に関与してはならないことと、仮に提案に関与したことが判明したときは、検討会は、その提案を審査の対象外とすること」となっています。

また、事務取扱細則第9条では、「委員自らが、不公平な審査をする恐れがあると認める場合、又は審査の不公平さを疑われる恐れがあると認める場合は、その申出により、他の委員の同意を得て、当該案件の審査を回避することができるものとする。」とされています。

委員の皆様には、今一度、提案事業についてこれらに該当してい

ないかを御確認いただきたいと思います。

(西田会長) ただ今、事務局から説明がありました。

委員の皆様は、直接間接を問わず、提案に関与していないということでもよろしいでしょうか。

また、審査を自主的に回避する必要があるということでもよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 全ての委員が提案に関与していないこと、及び審査を自主的に回避する必要があることを確認できましたので、事務局は記録してください。

(事務局) 記録しました。

(西田会長) では、本日の審査に移りたいと思います。

こちらは、1月25日に皆様と有効活用を図る場所の適地の審議と利用計画の策定に関する審議をいたしましたうちの、1つでございます。

委員の皆様は、提出された利用提案書を資料1審査基準と照らし合わせながら採点をされたことと存じます。

資料2と3は、その提案の集計表と内訳表ですが、事務局は資料の説明をお願いします。

(事務局) 資料2に記載のとおり、今回の募集に対する利用申込数は、1件です。

提案事業の利用用途、利用を希望する期間は、資料3のとおりです。

会長により、運営要綱第7条第3項の規定に従って会議の一部非公開を宣告

— 非公開 —

※審査の上、利用候補者が選定されました。

4 次回の予定等

事務局から次回の日程等についての説明

(西田会長) 委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

(委員全員) 意見なし。

(西田会長) 採点についての意見です。

審査項目4-3における「提案内容」について、業態として回答欄が空欄で提出されている場合、採点取り扱いについて、標準ラインで採点をすべきか、他の項目から読み取って加点をすべきか迷い

	<p>ました。次回以降、機会がありましたら、こうした場合の採点取り扱い方法について検討できればと思います。</p> <p>(事務局) 承知しました。</p>
<p>資 料</p> <p>そ の 他</p>	<p>1 資料</p> <p>第40回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他</p> <p>第41回横浜市道路高架下等利用計画検討会の開催時期は8月下旬頃を予定</p>